

小田原市要綱第116号

小田原市地産地消再エネ事業者登録要綱を次のように定める。

令和6年9月30日

小田原市長 加藤 憲一

小田原市地産地消再エネ事業者登録要綱

(目的)

第1条 この要綱は、電力地産地消プラットフォームにおいて、発電者から余剰電力を買い取り、エリアエネルギーマネジメント事業者に売電する事業者を地産地消再エネ事業者として登録し、再生可能エネルギーの地産地消の促進を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電力地産地消プラットフォーム 小田原市脱炭素先行地域計画（市及び東京電力パワーグリッド株式会社小田原支社が共同提案し、令和4年11月1日に選定された脱炭素先行地域計画をいう。）に基づき、市内で電力地産地消を行う仕組みの構築及び市内において将来的に発生する見込みである太陽光発電の出力制御の軽減を目的として、市内で発生する余剰電力を取引するとともに、将来導入予定である市内の調整力を制御して電力の需要と供給を調整する機能を有するプラットフォームをいう。
- (2) AEM事業者 電力地産地消プラットフォームにおいて、エリアエネルギーマネジメントシステムの構築及び運営を行う事業者をいう。
- (3) 余剰電力 再生可能エネルギーによる発電設備（以下「再エネ発電設備」という。）で発電した電力のうち、設備を設置した敷地内の需要家で消費しない電力をいう。

(地産地消再エネ事業者の取組)

第3条 地産地消再エネ事業者は、次の取組を行うものとする。

- (1) 市内における再エネ発電設備の導入を積極的に促進すること。

- (2) 市内に再エネ発電設備の導入を検討する者への導入支援（問合せ対応、本登録制度の説明、依頼に応じた再エネ発電設備の設置に係る現地調査、見積書の作成、アグリゲーションを行うための設定支援等）を行うこと。
 - (3) 再エネ発電設備を設置し電力地産地消プラットフォームに余剰電力を供給する発電者とアグリゲーションサービス契約（余剰電力の売買並びに発電量及び売電量のデータ取得に関する契約をいう。第5号において同じ。）を締結すること。
 - (4) 再エネ発電設備の系統連系に係る申請の状況及び申請に必要な情報を把握すること。
 - (5) アグリゲーションサービス契約に基づく複数の余剰電力を集約し、AEM事業者に対し、小田原市エリアエネルギーマネジメント事業取扱要領（令和6年9月30日制定）により売電すること。
 - (6) 再エネ大量導入下において能動的に地産地消に取り組むことが電力系統に与える正の影響を東京電力パワーグリッド株式会社が評価するため、同社に対する発電データの提供に協力すること。
 - (7) プロジェクト管理支援事業者（小田原市脱炭素先行地域づくり事業プロジェクト管理支援業務委託を受託した者をいう。）によるヒアリング、アンケート等に協力すること。
- （登録要件）

第4条 地産地消再エネ事業者の登録要件は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1号の取組を年間5件以上実施する体制を有すること。
- (2) 前条各号の取組を実施する部署において、JISQ27001相当の第三者認証を取得する等の情報セキュリティ対策が実施されていること。
- (3) 過去5年間において、次の事業のいずれかを行った経験（当該事業において使用される再エネ発電設備の規模が10kW以上の場合は、契約又は受注段階のものを含む。）があること。
 - ア 企業又は自治体に対する再エネ発電によるPPA事業（5件以上）
 - イ 企業又は自治体に対する再エネ発電設備のリース事業（5件以上）
 - ウ 企業又は自治体が所有する施設又は土地等における、再エネ発電設備の設置及び維持管理事業（5件以上）
 - エ 複数の発電者と電力会社との間にアグリゲーターとして入り、電力を束ねて供

給する事業

(4) 前条各号の取組を確実に遂行するために必要な経営基盤を有し、事業の継続性が認められる者であること。

(登録申請)

第5条 地産地消再エネ事業者の登録を受けようとする者は、小田原市地産地消再エネ事業者登録申請書（様式第1号）に過去5年間において前条第3号の事業を行ったことを証する書類を添えて、市長に申請するものとする。

(登録可否の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、登録要件を満たすと認められる場合は、地産地消再エネ事業者として登録するものとする。

2 前項の審査の結果は、小田原市地産地消再エネ事業者登録（不登録）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(登録内容の変更)

第7条 地産地消再エネ事業者は、第5条の規定により申請した登録内容に変更が生じた場合は、小田原市地産地消再エネ事業者登録内容変更届（様式第3号）により、速やかに市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の変更届が提出された場合にあっては、市ホームページ等で公表している情報を更新しなければならない。

(登録の取消)

第8条 市長は、地産地消再エネ事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 申請内容に虚偽があったとき。
- (2) 第4条の登録要件を満たさないことが確認されたとき。
- (3) 発電事業を廃止したことが確認されたとき。
- (4) 登録の辞退について申出があったとき。

(登録期間)

第9条 地産地消再エネ事業者の登録期間は、登録の時期にかかわらず令和13年3月末日までとする。

(支援)

第10条 市長は、登録内容のうち地産地消再エネ事業者から公表を承諾された情報に

ついて周知を行う。

- 2 地産地消再エネ事業者は、小田原市事業用再エネポテンシャル見える化システムを利用することができる。

(ロゴマークの使用)

第11条 市長は、地産地消再エネ事業者に対し、別記に定める小田原市脱炭素先行地域ロゴマーク（以下この条において「ロゴマーク」という。）を使用させることができる。

- 2 ロゴマークは、登録内容に基づき、地産地消再エネ事業者の事業内容を周知する目的にのみ使用させることができる。

- 3 地産地消再エネ事業者は、ロゴマークの使用に当たっては、脱炭素先行地域ロゴマーク使用ガイドライン（令和4年11月1日環境省制定）を遵守しなければならない。

- 4 市長は、地産地消再エネ事業者が、脱炭素先行地域ロゴマーク使用ガイドラインに反した使用を行った場合は、その使用を停止させることができる。

(報告)

第12条 市長は、この要綱の施行に必要な限度において、地産地消再エネ事業者に対し、第3条の取組の状況について報告を求めることができる。

(守秘義務)

第13条 地産地消再エネ事業者は、この要綱に基づく活動において知り得た秘密を、本事業の目的以外に利用し、又は他に漏らしてはならない。地産地消再エネ事業者でなくなった後も同様とする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、地産地消再エネ事業者の運用に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年9月30日から施行する。

別記（第11条関係）

小田原市脱炭素先行地域ロゴマーク



脱炭素先行地域

神奈川県小田原市